

ふじし障害者プラン

第5次富士市障害者計画 (令和6年度～令和11年度)

第7期富士市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

第3期富士市障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

概要版

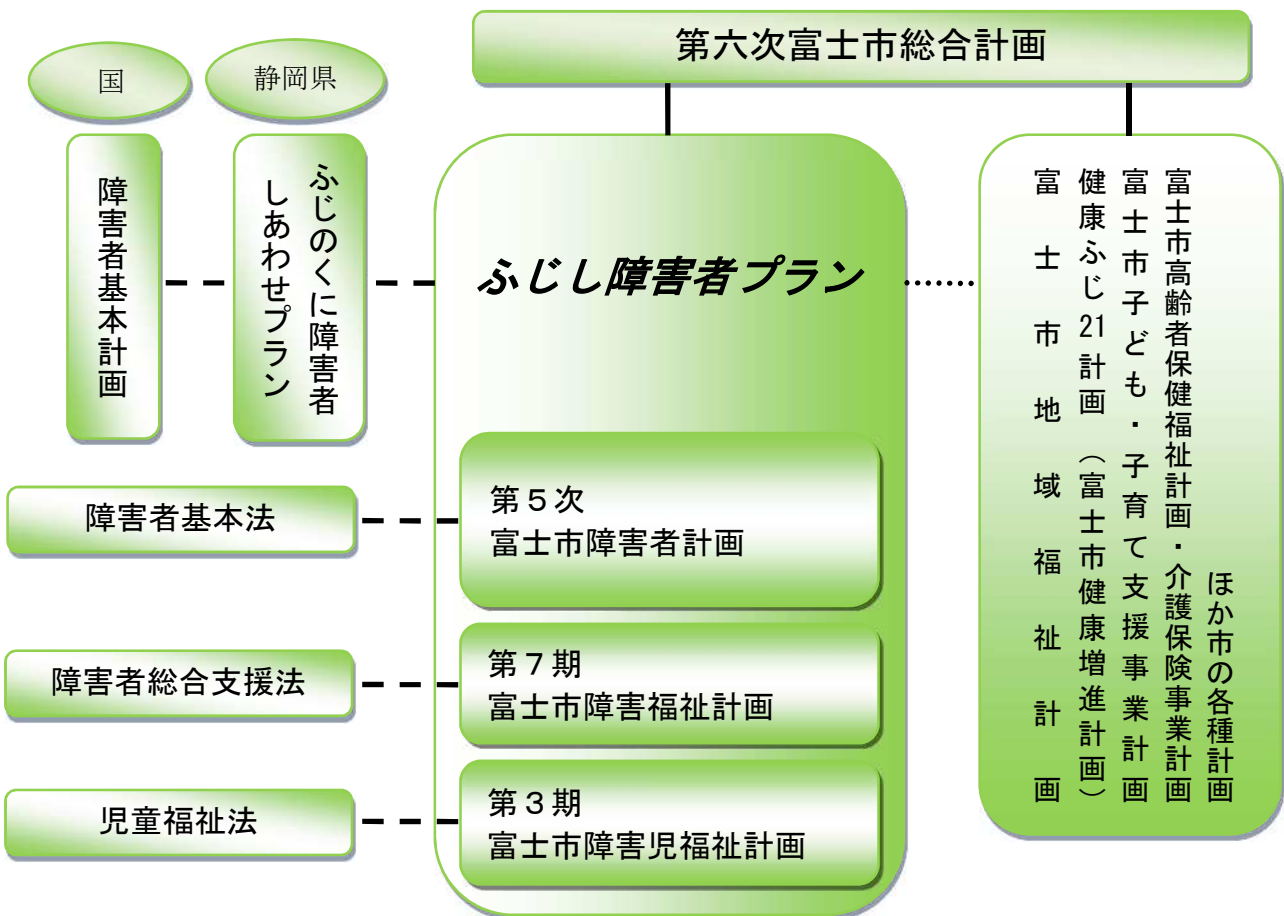
富士市

ふじし障害者プランとは・計画の位置づけ

「ふじし障害者プラン」は、障害者基本法に基づく「富士市障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「富士市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「富士市障害児福祉計画」という3つの計画からできています。

「富士市障害者計画」は、障害福祉施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画で、啓発・広報、生活支援、保健・医療、教育・療育、生活環境など、様々な分野にわたる施策の方向性を示すものです。

「富士市障害福祉計画」、「富士市障害児福祉計画」は、障害者計画に盛り込んだ生活支援のために必要な障害福祉サービスの提供体制の確保について具体的な目標を設定するもので、障害者計画の実施計画に当たるものとして策定します。



計画の対象となる障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

社会的障壁とは、障害者が日常生活または社会生活を営む上で支障となる事柄すべてであり、道路や施設の段差やバリアだけでなく、障害者を想定していない制度、慣行、障害者への偏見なども含みます。

基本理念

【だれもがその人らしく暮らせる社会の実現】

計画の基本的な視点

- 1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- 2) 互いに認めあい、共に生きる地域社会の実現
- 3) 障害者主体の生活支援の推進
- 4) 自己実現を可能とする社会づくり
- 5) 社会参加を支える環境づくり
- 6) ライフステージと生活の状況の変化に対応した支援

施策の体系

【基本目標 1】 互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり

1. 差別の解消と権利擁護、相互交流の促進

「お互いに違いを認めあい、支えあっていっしょに暮らすまち」

研修などにより市職員の資質を向上するとともに、多くの人に障害者差別解消法について周知啓発して、社会的障壁のないまちを目指します。

また、成年後見制度の利用を広めるなどして障害のある人の権利を守り、障害のある人への虐待を防ぎます。

- (1) 障害を理由とする差別解消の推進
- (2) 障害のある人の権利擁護の推進と障害者虐待の防止
- (3) 関係団体との協働の推進

2. 相互理解の促進

「障害のある人もない人も、お互いに分かりあい、支えあって暮らすまち」

幅広い啓発活動により、障害についての知識や障害のある人への理解を進めるとともに、学校教育や社会教育の機会を積極的に活用して福祉教育を進め、障害のある、なしにかかわらず、だれもが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす「共生社会」を目指します。

- (1) 相互理解の促進
 - ◇啓発、広報活動の推進◇
 - ◇精神障害についての啓発◇

◇難病についての啓発◇

(2) ふれあい、交流の機会の充実

◇イベントの開催◇

◇庁舎を利用したふれあい機会の創出◇

(3) 福祉教育の推進

◇児童、生徒間の交流◇

◇児童、生徒を対象とする福祉教育◇

◇市民を対象とする福祉教育◇

3. 情報保障の推進

「聴覚や視覚に障害があっても必要な情報を受け取れ、みんながコミュニケーションができるまち」

様々な周知啓発活動により、聴覚障害や視覚障害についての知識や、ろう者にとっての言語は「手話」であることへの理解を進めるとともに、障害にあった伝達手段を用いることで、必要な情報を受け取れ、だれとでもコミュニケーションをとれることが当たり前の社会を目指します。

(1) 情報・コミュニケーション支援の充実

(2) 行政情報の取得しやすさの向上

【基本目標2】 いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり

1. 生活支援の充実

「だれもが自分で希望する暮らしを実現し支えられるまち」

障害福祉サービスの充実に努め、また、障害のある人の地域生活を支える拠点づくりと、精神障害のある人が地域において安心して自分らしく生活するための仕組みづくりを行い、障害のある人が自分で選んだ暮らし方で、住みなれた地域で暮らし続けられるまちを目指します。

(1) 生活支援体制の整備

◇相談支援体制の拡充◇

(2) 在宅サービス等の充実

◇在宅サービスの充実◇

◇居住の場の確保◇

(3) 福祉用具の利用支援

(4) 人材の育成

2. 保健・医療の充実

「健やかに安心して暮らし続けられる、心身の健康と充実した医療のまち」

保健、医療の各機関の機能の充実と連携強化を図り、だれもが身体とこころの健康づくりに取り組み、必要な医療を受けられるまちを目指します。

- (1) 疾病の予防、早期発見、治療
 - ◇妊産婦、乳幼児の保健と医療◇
 - ◇生活習慣病の早期発見と重症化予防◇
 - ◇地域医療の充実◇
 - ◇健康に関する正しい知識の普及、啓発◇
- (2) 障害のある人への保健、医療の充実
 - ◇良質な保健、医療の提供◇
 - ◇障害の疑いがあるこどもへの対応◇
 - ◇難病患者への対応◇
 - ◇障害のある人への医療費の助成◇
- (3) 精神保健、医療の推進

【基本目標3】 自分の力を育み、発揮できるまちづくり

1. 早期療育の充実

「一人ひとりが持っている自分の力を大切に育むまち」

関係機関が連携して、障害の早期発見に努め、幼少期から効果的な療育を実施することで、一人ひとりが自分の資質を伸ばして成長できるまちを目指します。

- (1) 障害の早期発見のための対策の充実
- (2) 早期療育の充実

2. 教育の振興

「ライフステージを通じて一人ひとりの成長を支え、共生できるまち」

障害のあるこども一人ひとりに合わせた支援を実施することで、障害のある子とない子が一緒に学び、共に成長できるまちを目指します。

- (1) 障害のある児童、生徒への支援の充実
- (2) 学校卒業後の支援体制の充実

3. 雇用・就労、経済的自立の支援

「だれもが自分の力を発揮し、輝けるまち」

障害のある人の雇用と就労を支援し、経済的自立を目指すことで、だれもが自分の資質を活かしていきいきと暮らせるまちを目指します。

- (1) 雇用、就労の支援
- (2) 経済的自立の支援

4. 施設や病院からの地域生活への移行の促進

「みんなで助けあい、だれもが望む暮らしを続けられるまち」

障害のある人の地域での暮らしをサポートする、在宅サービスと日中活動を支援、充実させることで、だれもが自分の希望する暮らしを続けられるまちを目指します。

- (1) 日中活動の充実
- (2) 地域生活への移行と定着

【基本目標4】 安全で安心な住みやすいまちづくり

1. 安全で快適な生活環境の整備

「だれにとっても暮らしやすい、安全で快適なまち」

建築物、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化と、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、障害のある人も、ない人も、だれもが安全で快適に生活し、社会参加できるまちを目指します。

- (1) 住宅・建築物などのバリアフリー化の推進
- (2) 交通機関・歩行空間などのバリアフリー化の推進

2. 防火・防災、防犯対策の推進

「みんなで防災、防犯に取り組む、安心して暮らせるまち」

一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、だれもが安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。

- (1) 災害対策
- (2) 住宅等の防災、防火対策
- (3) 地域の防犯

第7期富士市障害福祉計画、第3期富士市障害児福祉計画

令和8年度の成果目標の設定

●福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	考 え 方
令和4年度末時点の入所者数（A）	223	令和4年度末時点で施設入所している人の数
令和8年度末時点の入所者数（B）	211	令和8年度末時点で施設入所している人の数
【目標値】削減見込（A-B）	12	施設入所している人の減少数
【目標値】地域生活移行者累計（C）	14	3年間で地域生活に移行した人の合計

※令和8年度末時点までの地域移行者累計目標は、国の基本指針で示された成果目標を達成することを基本として設定した数値

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(回)

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数		2	2	2
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1	1	1
協議の場への関係者の参加者数 (各年度2回の開催を想定)	保健	2	2	2
	医療（精神科）	2	2	2
	福祉	2	2	2
	介護	2	2	2
	当事者	2	2	2
	家族	2	2	2
	富士圏域スーパーバイザー	2	2	2

●地域生活支援拠点等の整備

(回)

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能拡充のための検証・検討の実施回数	2	2	2

●福祉施設から一般就労への移行

目標値① 一般就労への移行者数

項目	数 値
令和2年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	35人
令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	65人
令和4年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	26人
令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）	87人

※令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

目標値② 一般就労移行者の就労定着支援利用率

項目	数 値
令和4年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用者数(実績)	3人
令和4年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率(実績)	11.5%
令和8年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率(目標)	36.8%

※令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数(目標)は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

目標値③ 就労定着支援事業所の就労移行率

項目	数 値
令和4年度就労定着率が8割以上だった事業所の割合(実績)	20.0%
令和8年度就労定着率が7割以上だった事業所の割合(目標)	60.0%

※令和8年度就労定着率が7割以上だった事業所の割合(目標)は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

●障害児支援の提供体制の整備等

内 容		状 況			
児童発達支援センターの設置		設置済み			
保育所等訪問支援を利用できる体制構築		構築済み			
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		確保済み			
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		設置済み			
医療的ケア児コーディネーターの配置数(見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	4人	4人	4人	4人	

●相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

(件)

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成のための支援	14	14	14
地域の相談支援機関との連携強化のための取組	12	12	12

●障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への市職員参加人数	3人	3人	3人
報酬請求に対する審査結果のサービス等事業所との共有の実施回数	1回	1回	1回

●障害福祉サービスなどの見込数値

訪問系サービス（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
居宅介護	212人	218人	重度障害者等 包括支援	0人	0人
	4,174時間	4,360時間		0時間	0時間
重度訪問介護	9人	9人	同行援護	31人	32人
	4,822時間	4,870時間		549時間	636時間
行動援護	10人	10人			
	96時間	108時間			

日中活動系サービス（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
生活介護	512人	549人	就労継続支援 (A型)	158人	185人
	10,240日	10,980日		3,160日	3,700日
自立訓練 (機能訓練)	5人	8人	就労継続支援 (B型)	681人	787人
	45日	66日		12,258日	14,166日
自立訓練 (生活訓練)	39人	39人	就労定着支援	35人	35人
	640日	640日	就労選択支援	-	9人
就労移行支援	83人	86人	短期入所	79人	90人
	1,328日	1,376日		588日	665日
			療養介護	29人	32人

居住系サービス（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
自立生活援助	0人	0人	施設入所支援	223人	214人
共同生活援助	275人	290人			

計画相談支援、地域相談支援（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
計画相談支援	1,348人	1,363人	地域移行支援	4人	4人
障害児相談支援	538人	553人	地域定着支援	1人	1人

障害児に係るサービス（通所系）（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
児童発達支援	128人	134人	放課後等 デイサービス	771人	792人
	1,536日	1,608日		11,565回	11,880回
医療型 児童発達支援	0人	0人	保育所等 訪問支援	16人	16人
	0日	0日		16日	19日
居宅訪問型 児童発達支援	1人	2人			
	1日	2日			

その他のサービス

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
更生医療	147人	159人	補装具給付	398件	414人
育成医療	10人	10人			

地域生活支援事業の見込数値（1月当たり、令和5年度実績は見込）

区分	令和5年度実績	令和8年度目標	区分	令和5年度実績	令和8年度目標
相談支援事業	7か所	7か所	日中一時支援 ～4時間 4～8時間 8時間～		
手話通訳設置	1人	1人		147回	140回
手話通訳派遣	90人/年	90人/年		118回	110回
要約筆記派遣	80人/年	80人/年	8時間～	57回	60回
日常生活用具	5,574件/年	5,937件/年	障害児(者)	9講座	9講座
移動支援事業	29事業所	35事業所	カルチャー 講座	88回	88回
	77人	87人		1,679人	1,679人
	494時間	562時間	ことばの 相談室	225日	225日
地域活動支援 センター	14か所	14か所		650人	650人
	145人	140人			
	1,565人	1,565人			
訪問入浴	13人	16人			
	95回	106回			

お問い合わせ先

〒417-8601 富士市永田町 1-100

富士市 福祉部 障害福祉課

TEL0545-55-2911 FAX0545-53-0151

fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp